

令和 年 月 日

四日市市長 様

管理権原者住所
管理権原者氏名
(施設名 :)

健康増進法施行規則等の一部を改正する省令附則第2条の規定に基づく届出について

のことについて、下記相違ない旨誓約のうえ、別紙のとおり喫煙可能室の設置について届出ます。

記

改正健康増進法附則第2条第2項に規定する事項

- 2020年4月1日時点で営業している店舗である。
- 喫煙可能室設置施設の客席面積は100m²以下である。
- 個人事業主である。
- 資本金5000万円以下である。(会社により営まれるものである場合)

どちらかに
チェック

改正健康増進法附則第2条第3項に規定する事項

- 既存特定飲食提供施設に該当することを証する書類を保存している
(客席部分の床面積に係る資料)
(会社の資本金の額または出資の総額に係る資料(会社により営まれるものである場合))

※喫煙可能室を設置する際の留意点

1. 施設の一部の場所を喫煙可能室とする場合、以下の技術的基準を遵守してください。
 - ① 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2m毎秒以上であること
 - ② たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること
 - ③ たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること
2. 施設の全部の場所を喫煙可能とする場合、以下の技術的基準を遵守してください。
 - ① 喫煙可能室以外の場所にたばこの煙が流出しないよう、壁、天井等によって当該喫煙可能室以外の場所と区画されていること